

町税の納付に関する案内

☎ 住民生活課税務係（1番・2番窓口） ☎ 64-1106

町税の中には、役場や銀行、コンビニエンスストアに直接行かなくても納付できるものがあります。これらは、5月号でご案内した口座振替の方法のほか、電子決済でも納付することができます。電子決済を利用すれば、自宅に居ながら町税を納付することができます。

※対応している電子決済は、「Pay Pay」「LINE Pay 請求書支払い」「Pay B」です。
操作方法については、それぞれの電子決済でご確認ください。

※個人住民税（特別徴収）、国民健康保険税（特別徴収）、法人住民税、入湯税、たばこ税は、対象外です。
※納期限が過ぎた場合は、納付できません。

※決済から取納（納税の確認）までに1週間～2週間程度の時間がかかります。納税証明書や完納証明書が必要な場合は、余裕をもって決済をしてください。

～新型コロナウイルスの影響で収入が減って納税が困難な方へ～

地方税法の改正により、新型コロナウイルスの影響で収入が概ね20%以上減った方に対して町税の徴収を猶予する特例が制定されました。

今回の特例による徴収猶予を申請して、猶予が認められれば、納期限が最長1年延長になります。また、対象となる町税について、猶予期間中は延滞金が発生せず、猶予に係る担保も不要です。

詳細は、湯浅町ホームページをご覧ください。

国民年金に関するお知らせ

☎ ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004 または健康福祉課健康推進係 ☎ 64-1120

国民年金被保険者の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料免除の申請ができます。

新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除の手続きが可能になりました。

また、学生についても、収入が相当程度まで下がった場合は、同様に本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となります。

※免除等申請書・所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができますので、郵送での提出をぜひご活用ください。

障害年金等を受けている方へ

障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、障害状態確認届（診断書）の提出期限が1年間延長されます。

対象者：令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方

延長後の期限：現在の提出期限の1年後

※延長後の提出期限前に、障害の程度が悪化した場合は額改定請求を行えます。

既に診断書を提出された方について

→障害等級継続または増額改定と判定された場合は、延長前の提出期限の翌月から、判定結果が反映されます。

→減額改定・支給停止と判定された場合は、現状の支給を継続し、延長後の提出期限時に、再度、診断書を提出いただき、審査判定が行われます。

湯浅えき蔵

「観光交流センター」がオープンしました!

駅利用者や観光客の利便性の向上を図るため、駅前多目的広場で行っていた業務を5月13日(水)より「湯浅えき蔵」へ移行しました。

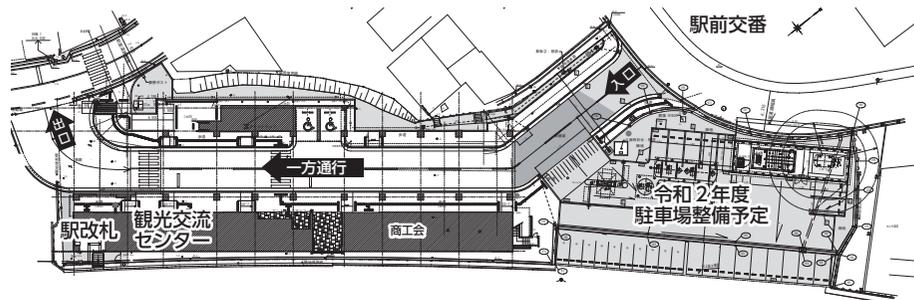
所在地 湯浅町湯浅1075番地9
湯浅えき蔵内1階 駅改札横

開館時間 平日 8:30~17:00
土日祝 9:00~17:00
※ただし、年末年始を除く

業務内容 レンタサイクル、観光案内業務
【平日のみ】住民票・印鑑登録証明書・所得課税証明書・
非課税証明書の交付



※駅や観光交流センターをご利用の際は、下記矢印のとおり一方通行となっていますので、通行にはご注意ください。



憩の松広場 を整備しました!

昨年度、山田川の河口付近にある「憩の松」の碑の周辺を町民の方々や観光客が憩える広場としてベンチ等を整備しました。

「憩の松」は、かつて船からの荷物の積み降ろし作業に従事した人々が休めるようにと植えられたもので、山田川河口に20数本が並んでいたそうです。それを記念した石碑が今も残されています。

